

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十二月十五日

奈良県人事委員会委員長 岩 本 平

奈良県人事委員会規則第十八号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「調整数を乗じて得た額」の下に「（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」を加える。

別表第一中

二	二	二
---	---	---

を

一・五	一・五	一・五
-----	-----	-----

に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年一月一日から施行する。